

盛岡市土のうステーション設置等に関する要綱

令和5年10月2日
上下水道事業管理者決裁

(目的)

第1 この要綱は、大雨洪水等による家屋等への浸水被害を、地域住民が自主的に警戒及び防御することにより、これらによる床上又は床下浸水の被害を軽減し、又は防止することをもって、浸水に対する安心安全を確保するため、市内各所（公共下水道事業（雨水）計画区域内）に、地域住民が自由に使える簡易土のうの保管場所として、土のうステーションを設置することについて、必要な事項を定めるもの。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浸水 河川の水や雨水が家屋等の床上又は床下に至ること
- (2) 簡易土のう 土のう袋に砂を約10kg程度詰めたもの
- (3) 土のうステーション 折り畳み式土のう収納ボックスに、簡易土のうを、概ね100～200袋収納し、土のう収納ボックスカバーを掛けた、簡易土のう置場
- (4) 土のう収納ボックスカバー 盛岡市上下水道局名（担当連絡先の記載含む。）が表示された、防炎シート地のカバー
- (5) 利用者 設置した土のうステーションの近隣に居住し、当該ステーションを利用する者
- (6) 自治会 同一地域の居住者が、自分たちの共通利益の実現と生活の向上を目的として作る任意団体で、主に地域住民の交流や災害時の助け合い等を目的とした活動を行う組織
- (7) 代表者 自治会を代表し、その意思を他に表示する者

(設置基準)

第3 土のうステーションは、浸水被害が想定される場合において、共助における地域住民の利用を前提とし、設置について地域住民からの理解及び協力が得られている場合に設置するものとする。

(設置申請)

第4 土のうステーションの設置を希望する自治会の代表者は、土のうステーション設置申請書（様式第1号）により盛岡市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に申請しなければならない。

2 管理者が申請を審査し、審査結果を申請者に対して通知する。また、土のうステーションの設置は管理者が行う。

(設置個数)

第5 土のうステーションの設置は、1自治会に対して1年当たり1箇所を限度とする。

(設置場所)

第6 土のうステーションは、道路敷地、公園及び公共施設等の敷地内又は道路等に面した人目につきやすく通行その他の支障にならない場所で、かつ、地域住民が容易に使用できる場所に設置する。

(簡易土のうの保管方法)

第7 土のうステーションは、簡易土のう袋の劣化等の防止を図るため、使用時以外は土のう収納ボックスカバーを掛けて保管する。

(維持管理)

第8 土のうステーションの設置を受けた自治会の代表者は、定期的に土のうステーションの点検を実施し、簡易土のうの残数が少なくなっている場合は、管理者に連絡すること。

(撤去)

第9 土のうステーションの撤去は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 管理者は第1の目的に照らし、必要がないと判断した場合には、当該土のうステーションを撤去することができる。
- (2) 前項の場合には、地域住民に十分理解を求め、土のうステーションの撤去について周知を図る。

(免責)

第10 管理者は、土のうステーションの利用によって発生した損害又は第三者に与えた損害について、一切の責任を負わない。

(損害賠償)

第11 利用者が土のうステーション及び土のう収納ボックスカバーを損害、汚損等させた場合は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めた場合は、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(遵守事項)

第12 利用者は次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 土のうステーションは、管理者の許可なく移動させないこと。
- (2) 浸水対策活動以外の目的で簡易土のうを使用しないこと。
- (3) その他土のうステーションの管理上、必要な指示に従うこと。

(事務の所管)

第13 この要綱に関する下水道整備課の所管事務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 土のうステーションの申請に関すること。
- (2) 土のうステーションの設置に関すること。
- (3) 土のうステーションの台帳管理に関すること。

2 この要綱に関する下水道施設管理課の所管事務は次の各号に定めるところによる。

- (1) 土のうの補充に関すること。
- (2) 土のうステーションの修繕及び撤去に関すること。
- (3) 土のうステーションの台帳管理に関すること。

(その他)

第14 この要綱に定めのない事項については、管理者との協議によるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年10月2日から施行する。